

森林湖沼環境税条例の一部改正 (課税期間の延長)について



(森林の保全・整備)



(湖沼・河川の水質保全)

茨 城 県

第5期森林湖沼環境税の税制(案)

税 制 (案)

課 税 方 式	県民税均等割超過課税方式
納税義務者	茨城県内に住所等がある個人及び事務所等がある法人（県民税均等割が非課税となる方を除く）
税額(年額)	個人:1,000円、法人:均等割額の10%
課 税 期 間	<u>令和9年度から令和13年度まで（5年間）</u>
税収(見込)	年額18.8億円(5年総額 約94億円) ※森林湖沼環境基金に積み立てて、他の税収と明確に区分して管理



パブリックコメントの意見

○意見者数:79人・団体(63人、16団体)、延べ意見件数:182件

○主な意見要旨

- ・ 税の継続に賛成する。
- ・ 森林は県民共有の財産であり、将来世代へ継承するため継続的な保全・整備が必要。
- ・ 森林整備や資源循環利用の取組の継続・充実を求める。
- ・ 水環境の改善には長期間を要するため、着実な対策の継続が必要。
- ・ 環境学習を通じ、県民の環境意識の向上と次世代への環境継承を進めるべき。
- ・ 森林整備には長期間を要するため、課税期間を5年間とすることに賛成。

税継続に関する要望

○森林・水環境の関係団体等(49団体)から、県に対し、森林湖沼環境税の継続を求める要望

【要望団体】

- ・ 林業関係団体、水環境関係団体
- ・ 茨城県森林・林業・林産業活性化促進議員連盟
- ・ 霞ヶ浦問題協議会、茨城県市長会 など

第5期森林湖沼環境税活用事業(森林の保全・整備)の施策の考え方

実績と成果

- 林業経営体の規模拡大を通じた森林整備 約 6,400ha (2018年度～)
- スマート林業など生産能力の向上に取り組む経営体の育成
- ➡ 約2万4千ha の森林の集約化が進むなど、林業経営の規模拡大が進展

現状(課題)

- 将来にわたり森林の公益的機能を発揮させていくには、林業を「持続可能な産業」へ発展させることが必要
- 気候変動に伴う自然災害の激甚化等により、森林の防災機能の重要性がクローズアップ

重点的に取り組む施策

- I 持続可能な林業経営による森林の整備・管理
 - 収益性向上を目指す経営体への伴走支援
 - 主伐後の再造林等の推進
 - 県産木材のブランド化
- II 森林環境の保全
 - 森林防災機能の強化
 - 森林保全活動の推進

目 標

- 持続可能な林業経営を実現し、適正な森林整備と森林資源の循環利用を促進
- これにより、森林の公益的機能の持続的な発揮を図る



森林の公益的機能の持続的な発揮



第5期森林湖沼環境税活用事業(湖沼・河川の水質保全)の施策の考え方

実績と成果

- 高度処理型浄化槽の設置補助 約19,000基
- 下水道・農業集落排水施設への接続補助 約16,000件

霞ヶ浦のCOD※は約9mg/L(税導入前)から約7mg/L台に低下

※COD＝有機物の指標(数値が大きいほど水質汚濁が進んでいる)

現状(課題)

- 第4期は、気候変動による水温上昇の影響で植物プランクトンの発生が多くなり、霞ヶ浦のCOD※が上振れ(2025年度:7.7 mg/L)
- 近年、アオコの発生が多く見られ、集積・腐敗による悪臭被害が発生

重点的に取り組む施策

I 水質保全対策

- 4つの柱で水質保全対策を実施
 - ① 生活排水等対策
 - ② 農地・畜産対策
 - ③ 県民意識の醸成
 - ④ 水辺環境の保全

II アオコ対策

- デジタル技術を活用したアオコの早期発見・早期対策

目 標

- 気候変動による濃度上昇を考慮しても、霞ヶ浦のCODが現状より低減できるよう、水質浄化対策を着実に実施
- 長期的には「泳げる霞ヶ浦」の実現を目指す



※ 生成AI
「Copilot」
により生成